

実績配当型金銭信託【信託のチカラ】

りそな日本国債オープン

〔第5期〕信託財産の状況報告書

〈受益者の皆さまへ〉

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび実績配当型金銭信託【信託のチカラ】りそな日本国債オープン（以下「本商品」）は、2015年6月25日に第5期の決算を行いましたので、決算および期中の運用状況について、ご報告申し上げます。

なお、本商品は単独運用指定金銭信託（以下「指定単独運用信託」）を通じて運用しているため、指定単独運用信託の状況もあわせてご報告いたします。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本報告の対象となる決算日および計算期間

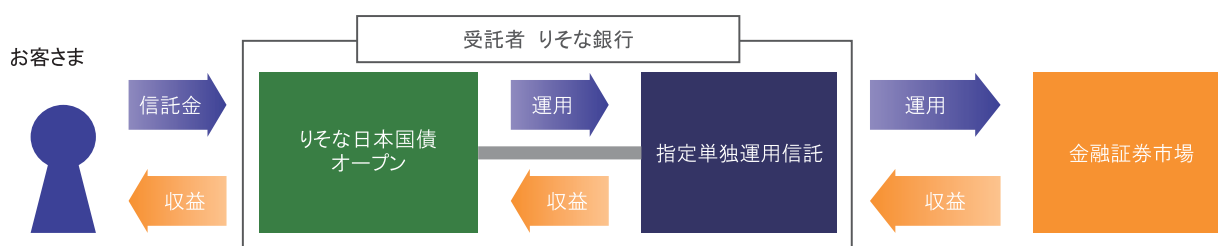
第5期 決算日 2015年6月25日(計算期間 2014年12月26日～2015年6月25日)
 ※指定単独運用信託の決算日および計算期間も上記と同様です。

商品の概要

信託期間	無期限(信託約款に定める信託終了事由によって終了するまでが信託期間となります。)
運用の基本方針	指定単独運用信託を通じて、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主要投資対象	指定単独運用信託を通じて、主として日本国債に投資することにより運用します。
投資態度	・日本国債への投資にあたっては、当該時点での投資環境等に最も適していると判断される年限の国債に投資することにより、インカムゲインの確保ならびにキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・日本国債の組入比率は高位に維持することを基本とします。 ・同一銘柄への投資制限は設定しません。
収益分配	本商品は、毎年6月25日および12月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、収益分配金は、税金を差し引いた後、あらかじめご指定いただいた預金口座に入金します。 なお、本商品は実績配当型の金銭信託であり、運用状況等により、分配が行われない場合があります。

本商品の仕組み

- 当社が受託者としてお預かりした財産を当社が委託者兼受託者となる指定単独運用信託を通じて運用します。
 - 主として日本国債に投資します。
- ※指定単独運用信託については、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社への再信託を通じ、信託業務の一部を委託しています。



1. 運用実績

1. 1. 基準価額の推移と運用経過

決算期(決算日)	基準価額				債券組入比率 (%)(※4)	純資産総額 (円)
	(分配後) (円)(※1)	税引前分配金 (円)(※2)	期中騰落率 (%)(※3)	基準価額+累 計分配金(円)		
第1期(2013年6月25日)	10,079	64	1.4	10,143	97.3	14,263,894,710
第2期(2013年12月25日)	10,173	99	1.9	10,336	87.5	28,015,450,652
第3期(2014年6月25日)	10,196	29	0.5	10,388	95.8	58,803,953,308
第4期(2014年12月25日)	10,220	41	0.6	10,453	95.4	85,294,678,732
第5期(2015年6月25日)	10,201	0	△ 0.2	10,434	0.0	75,771,319,661

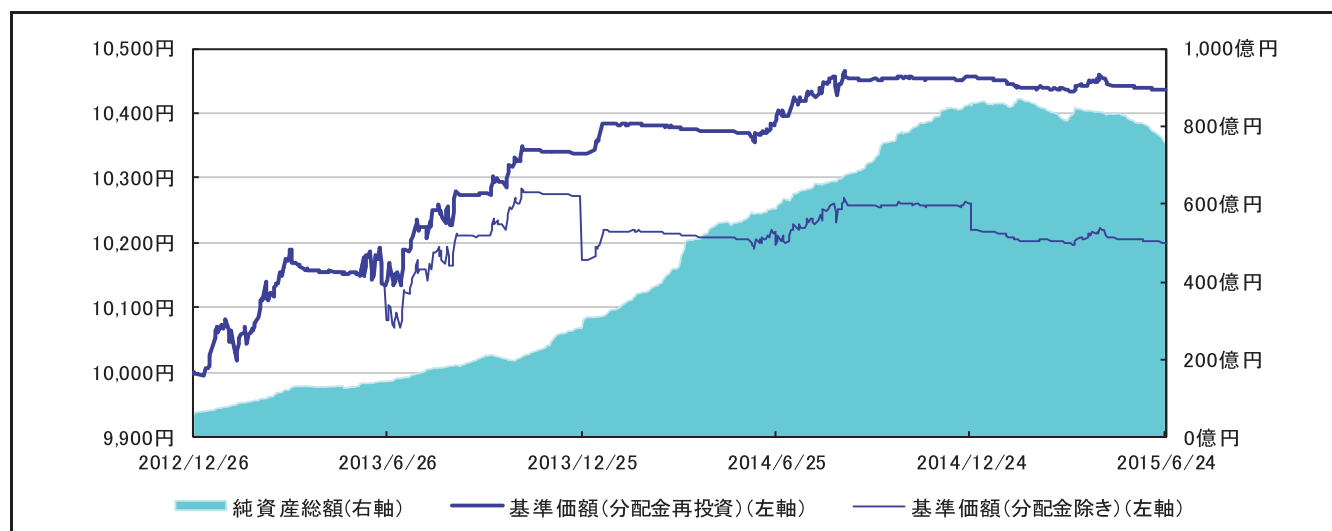
(※1) 基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用は控除しています。後述の本商品の費用をご覧ください。

(※2) 税引前分配金は1万口あたりの金額です。

(※3) 基準価額の期中騰落率は、税引前分配金込みの基準価額で算出しています。

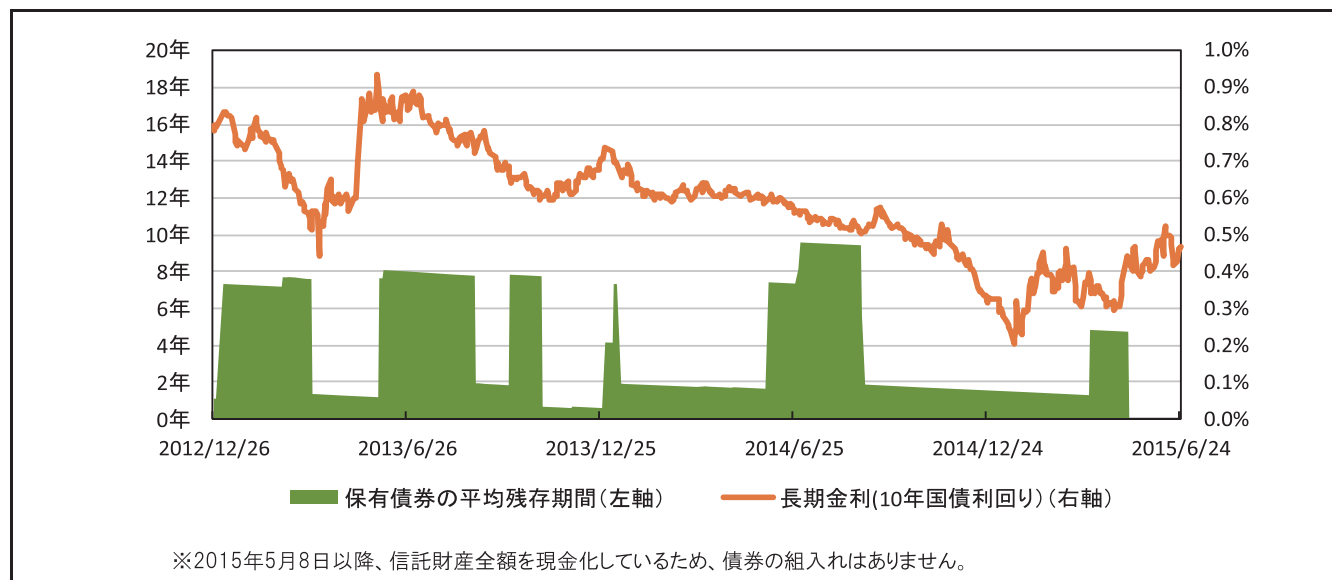
(※4) 本商品は、指定単独運用信託を通じて運用を行うため、債券組入比率は指定単独運用信託における債券の組入比率を記載しています。

基準価額と純資産総額の推移グラフ (2012年12月26日～2015年6月25日)



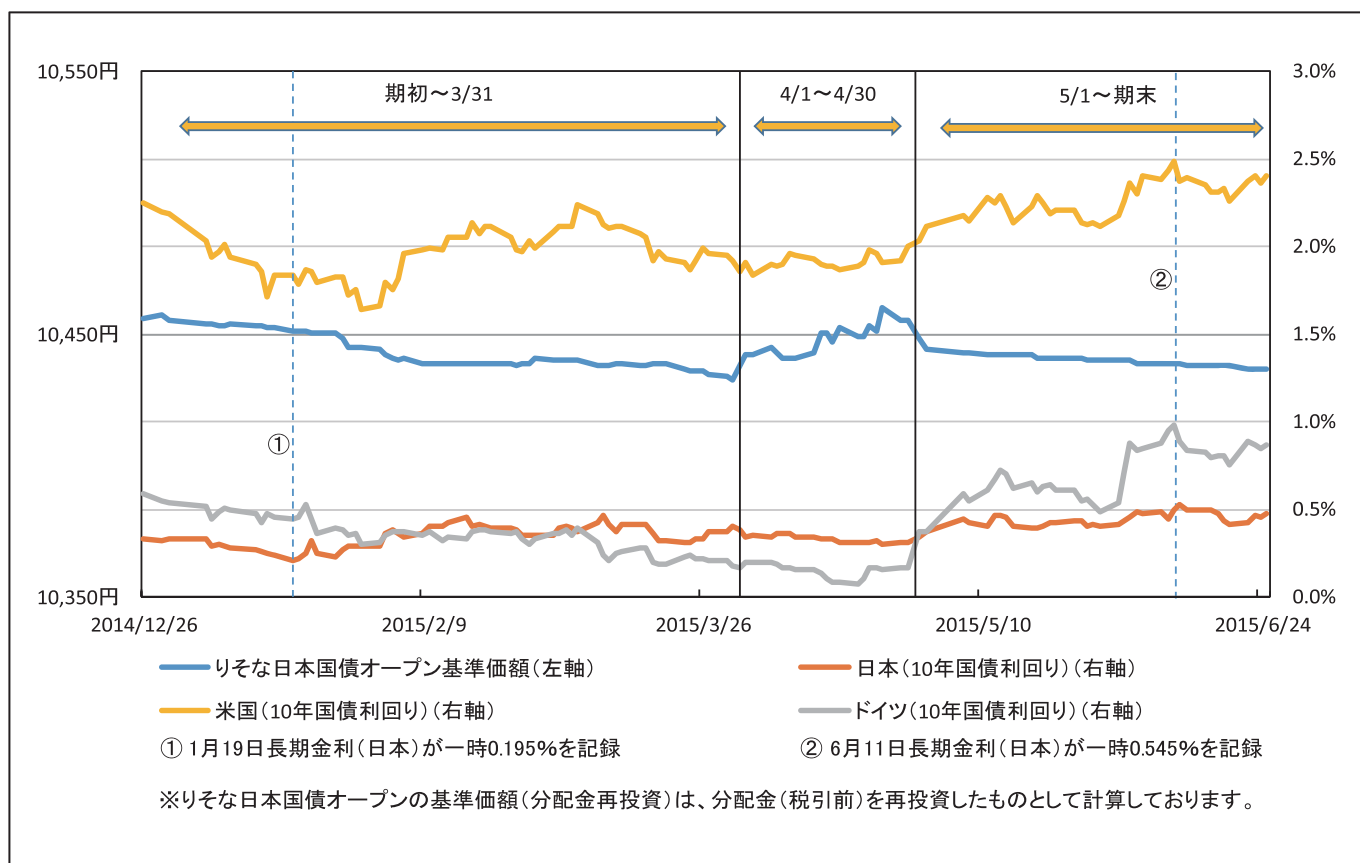
※基準価額(分配金再投資)の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

(参考)長期金利と保有債券の平均残存期間 (2012年12月26日～2015年6月25日)

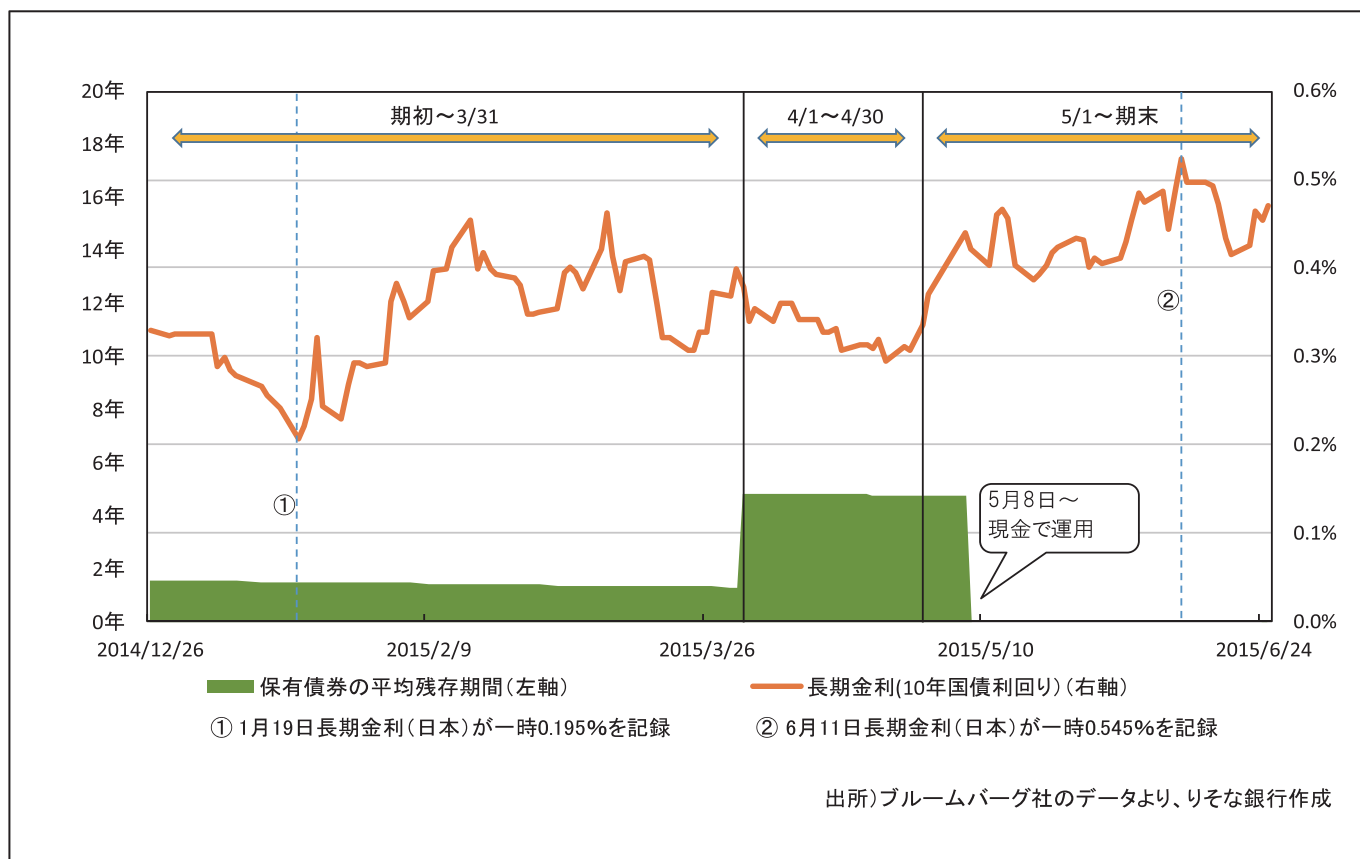


1. 2. 運用経過と今後の運用見通し

基準価額と長期金利(日本・米国・ドイツ)の推移 (2014年12月26日～2015年6月25日)



長期金利(日本)と保有債券の平均残存期間 (2014年12月26日～2015年6月25日)



〔市場環境〕

前期末から続いた欧米金利の低下等の影響により、長期金利(10年国債利回り)は低下基調で推移し、期初0.329%から、2015年1月20日には史上最低水準となる一時0.195%を記録しました。

しかしその後、相場の行き過ぎ感や、国債入札の不調を受けた債券需給の先行き不透明感が顕在化し、長期金利は上昇に転じ、3月末には0.400%となりました。

4月に入り、日銀の追加緩和期待や投資家の押し目買いを受けて、一時低下する局面も見られましたが、同月下旬以降の欧米金利の急騰により、長期金利は6月11日に一時0.545%まで上昇し、その後は落ち着きを見せる展開となりました。

結局、期末の長期金利は0.475%と前決算期から上昇しました。

〔運用状況〕

2015年1月～3月は債券運用モデルが金利上昇を示唆したため、価格変動の小さい短期債での運用を継続しました。この期間は長期・超長期ゾーンを中心に金利が上昇したことから、短期債での運用が効果を発揮し、基準価額の下落を抑制しました。

4月に入ると債券運用モデルが金利横ばいを示唆したため、短期債から5年債に入替えて運用しました。その結果、4月末にかけて国債利回りが全般的に低下したことで債券価格が上昇し、基準価額も上昇しました。

5月になると債券運用モデルが再び金利上昇を示唆し、最適な投資年限は1年債であると判定しました。しかし、1年債の利回りが0%程度と低く、その一方で、金利上昇時には短期債であっても債券価格下落リスクを完全に回避できないことを考慮し、現金化して金利上昇局面を回避することが最も経済合理性が高いと判断し、5月8日に5年債をすべて売却し、現金化しました。この結果、5月以降の欧州金利の急騰を受けた金利上昇に伴う債券価格の下落を回避し、基準価額の下落を抑制することができました。

第5期決算期間を通じて、前回決算時と比較して、金利が上昇したものの、短期債や現金での運用を行うことで基準価額の下落を小幅に抑制することができ、本商品の最大の特徴である金利上昇局面における安定運用を実現しました。

〔収益分配金について〕

本商品では決算対象期間中に運用から得られた収益のみを収益分配金としてお支払いしています。第5期決算期間中に得られた配当等収益および売買益が少額であったことから、収益分配金のお支払いを見送らせていただくことといたしました。同決算期間中に受け取った配当等収益については、信託財産に留保し、運用を継続することで、基準価額の一層の成長を図ります。

〔今後の見通しと運用方針〕

今後の見通しについて、日銀の国債大量買入れによる良好な需給環境や、消費税増税の影響を除いた消費者物価上昇率が0%近辺で推移していることを背景に、日本の10年国債利回りは当面0.2%～0.5%を中心としたレンジ推移が継続すると予想しています。

米国における金利正常化や、ECBによる債券買入れの期限まで1年程度と迫ってきていることなど海外では金利上昇要素も増えてきています。

金利が上昇し長期債への投資魅力度が回復した局面では、国債への投資を再開してまいります。

2. リソな日本国債オープンについて

2. 1. 資産・負債・信託元本の状況

基準日 2015年6月25日

項目	金額(円)
(A)資産	78,143,768,086
金銭信託受益権	75,980,024,323
未収入金	2,163,743,763
(B)負債	2,372,448,425
未払収益分配金	0
未払解約金	2,163,743,763
未払信託報酬	208,434,662
その他未払費用	270,000
(C)純資産総額(A-B)	75,771,319,661
信託元本	74,279,981,223
次期繰越利益	1,491,338,438
(D)受益権総口数	74,279,981,223
基準価額(C/D*10,000)	10,201

用語解説	
(A)資産	当信託の財産となる金額
金銭信託受益権	当信託が保有している指定単独運用信託の受益権の時価評価額
未収入金	未払解約金支払いのため入金を予定している現金
(B)負債	当信託から支払いを予定している金額
未払収益分配金	支払い予定の収益分配金
未払解約金	支払い予定の解約金
未払信託報酬	支払い予定の信託報酬
その他未払費用	支払い予定の監査費用等
(C)純資産総額	当信託の財産から支払いを予定している金額を差し引いた額
信託元本	受益者からお預かりした金額のうち、1口あたり1円の元本部分の残高
次期繰越利益	翌期に繰り越す損益金の合計
(D)受益権総口数	すべての受益者が保有している口数の合計
基準価額	1万口あたりのファンドの時価

2. 2. 収支の状況

計算期間 2014年12月26日～2015年6月25日

項目	金額(円)
(A)配当等収益	0
受取利息	0
(B)売買損益等	50,769,800
売買損益	△ 38,267,181
評価損益	89,036,981
(C)信託報酬	△ 208,434,662
(D)その他費用	△ 270,000
(E)当期利益(A+B+C+D)	△ 157,934,862
(F)前期繰越利益	1,837,460,058
(G)利益剰余金増減	△ 188,186,758
(H)当期末処分利益(E+F+G)	1,491,338,438

用語解説	
(A)配当等収益	ファンドが受け取った利息等の合計
受取利息	公社債、銀行勘定貸等の経過利子等の合計
(B)売買損益等	各期末の評価損益を含む各期の損益(有価証券の売買損益と評価損益で構成)
売買損益	有価証券の売買損益の合計
評価損益	有価証券の期末評価損益の合計
(C)信託報酬	信託報酬
(D)その他費用	監査費用等
(E)当期利益	当期における収支合計(配当等収益と売買損益等の合計額から、信託報酬、その他費用を差し引いたもの)
(F)前期繰越利益	前期分の繰越損益合計額
(G)利益剰余金増減	解約時の元本から解約価額を差し引いた額、および、購入時の購入価額から元本を差し引いた額
(H)当期末処分利益	期中の収支の総合計

項目	金額(円)
(I)収益分配金	0
(J)次期繰越損益(H-I)	1,491,338,438

(I)収益分配金	受益者に支払われる収益分配金
(J)次期繰越損益	翌期に繰り越す損益金の合計(期中の収支の総合計から収益分配金を差し引いたもの)

2. 3. 運用資産の構成状況

基準日 2015年6月25日

資産種類	保有数量(口数)	期末評価額(円)	比率(%)
金銭信託受益権(※)	-	75,980,024,323	100.0

(※)受託者 株式会社りそな銀行、再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

2. 4. 取引の状況

本商品は、お客さまからお預かりした資金を原則として全て当社が委託者兼受託者として運用を行う指定単独運用信託の受益権に投資します。今回の計算期間における指定単独運用信託受益権の設定・解約状況は以下の通りです。

〈指定単独運用信託の設定・解約状況〉

取引日 2014年12月26日～2015年6月25日

資産種類	設定		解約	
	口数	金額(円)	口数	金額(円)
金銭信託受益権(※)	-	21,022,200,692	-	30,387,624,901

(※)受託者 株式会社りそな銀行、再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

2. 5. 受託者または受託者の利害関係人等との取引状況等(2014年12月26日～2015年6月25日)

本商品は、お客さまからお預かりした資金を原則として全て当社が委託者兼受託者として運用を行う指定単独運用信託の受益権に投資します。今回の計算期間における受託者または受託者の利害関係人等との取引状況等は以下のとおりです。

2. 5. 1. 受託者または受託者の利害関係人等に該当する取引相手先

取引相手先	所在地	受託者との関係
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	自己

2. 5. 2. 計算期間中に行った受託者または受託者の利害関係人等との取引

本商品では、信託財産の効率的な運用のため、お預けいただいた金銭をもって上記受託者との取引を行っています。また、当該取引によって受託者または受託者の利害関係人が報酬を得ることはありません。取引の状況については、上記「2. 4. 取引の状況」でご確認ください。

本商品は指定単独運用信託を通じて運用しているため、指定単独運用信託の状況を以下にご報告いたします。

3. 指定単独運用信託について

3. 1. 資産・負債・信託元本の状況

基準日 2015年6月25日

項目	金額(円)
(A)資産	78,143,768,086
銀行勘定貸等	78,143,768,086
公社債	0
未収入金	0
未収利息等	0
(B)負債	2,163,743,763
未払金	2,163,743,763
(C)純資産総額(A-B)	75,980,024,323
信託元本	76,117,441,281
次期繰越利益	△ 137,416,958

用語解説	
(A)資産	ファンドの財産となる金額
銀行勘定貸等	金融機関に貸し付ける安全性の高い短期貸付金(ファンドの解約・収益の分配に備えた短期の運用手段)
公社債	公社債(日本国債、国内社債等)の時価評価額の合計
未収入金	ファンドが受け取る予定の有価証券の売却代金等
未収利息等	ファンドが受け取る予定の有価証券、銀行勘定貸等の受取利息の合計および支払い済み経過利息等
(B)負債	ファンドから支払いを予定している金額
未払金	ファンドから支払いを予定している解約金
(C)純資産総額	ファンドの財産から支払いを予定している金額を差し引いた額
信託元本	受益者からお預かりした金額と前期までの繰越損益との合計
次期繰越利益	翌期に繰り越す損益金の合計

3. 2. 収支の状況

計算期間 2014年12月26日～2015年6月25日

項目	金額(円)
(A)配当等収益	35,371,800
受取利息	35,371,800
(B)売買損益等	15,398,000
売買損益	15,398,000
評価損益	0
(C)その他費用	0
(D)当期利益(A+B+C)	50,769,800
(E)前期繰越利益	0
(F)利益剰余金増減	△ 188,186,758
(G)当期末処分利益(D+E+F)	△ 137,416,958

用語解説	
(A)配当等収益	ファンドが受け取った利息等の合計
受取利息	公社債、銀行勘定貸等の経過利子等の合計
(B)売買損益等	各期末の評価損益を含む各期の損益(有価証券の売買損益と評価損益で構成)
売買損益	有価証券の売買損益の合計
評価損益	有価証券の期末評価損益の合計
(C)その他費用	コール・ローンの媒介手数料・消費税等の合計
(D)当期利益	当期における収支合計(配当等収益と売買損益等の合計額から、その他費用を差し引いたもの)
(E)前期繰越利益	前期分の繰越損益合計額
(F)利益剰余金増減	解約時の元本から解約価額を差し引いた額、および、購入時の購入価額から元本を差し引いた額
(G)当期末処分利益	期中の収支の総合計

項目	金額(円)
(H)収益分配金	0
(I)次期繰越損益(G-H)	△ 137,416,958

(H)収益分配金	受益者に支払われる収益分配金
(I)次期繰越損益	翌期に繰り越す損益金の合計(期中の収支の総合計から収益分配金を差し引いたもの)

3. 3. 運用資産の構成状況

基準日 2015年6月25日

資産種類	期末評価額(円)	比率(%)
信託財産総額	78,143,768,086	100.0
銀行勘定貸等	78,143,768,086	100.0

3. 4. 取引の状況

指定単独運用信託は、主として日本国債で運用しています。また、本商品の解約に伴う支払準備等のため、余裕資金は、銀行勘定貸等、短期資産で運用しています。今般の計算期間における公社債の売買状況、余裕資金の運用状況は以下の通りです。

3. 4. 1. 公社債の売買状況

取引日 2014年12月26日～2015年6月25日

資産種類	買付額(円)	売付額(円)
日本国債	79,963,360,240	162,977,497,101

〈注〉金額は受渡代金です(経過利子分は含まれておりません)。

3. 4. 2. 余資運用の状況

取引日 2014年12月26日～2015年6月25日

資産種類	期末残高(円)	平均残高(円)	平均利率(%)
銀行勘定貸	78,143,768,086	25,623,670,425	0.05

3. 5. 指定単独運用信託の再信託について

当社は、指定単独運用信託について、信託財産の管理など信託事務の一部を以下の通り再信託しています。再信託に係る報酬は当社(固有財産)より再信託受託者に支払っており、本商品または指定単独運用信託に係る信託財産は、再信託に係る報酬を負担しておりません。

委託先	所在地	委託する業務の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11 (晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY)	信託財産の管理に伴う資産管理・決済業務や各種レポート作成業務等の信託事務の一部

3. 6. 受託者または受託者の利害関係人等との取引について

3. 6. 1. 受託者または受託者の利害関係人等に該当する取引相手先

取引相手先	所在地	受託者との関係
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11 (晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第10条第1項第5号に該当するもの

3. 6. 2. 計算期間中に行った受託者または受託者の利害関係人等との取引

指定単独運用信託では、信託財産の効率的な運用のため、お預けいただいた金銭をもって以下の通り受託者の利害関係人との取引を行っています。

〈再信託受託者銀行勘定への運用〉

取引日 2014年12月26日～2015年6月25日

取引相手先	資産種類	取引数量		取引価格 (平均利率(%))
		期末残高(円)	平均残高(円)	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	銀行勘定貸	78,143,768,086	25,623,670,425	0.05

3. 7. 組入有価証券明細表

決算時点で信託財産全額を現金化していたため、債券の組入れはありません。

■ 本商品の主なリスクについて

この商品の主なリスクは下記のとおりです。

- ・本商品は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託であり、預金または投資信託ではありません。また、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はありません。
- ・この商品は、投資元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。
- ・この商品は、お預りした財産を当社が受託者となる指定単独運用信託を通じて値動きのある有価証券等で運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動などを要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・この商品は、運用の成果により基準価額が日々変動し、運用による利益および損失はこの商品をお申込みのお客さまに帰属します。
- ・この商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- ・この商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・毎決算日に分配方針に基づいた収益の分配を行う商品ですが、収益が少ない場合には分配が行われない場合があります。
- ・この商品は、合同運用金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制は適用されません。

①金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、この商品の基準価額が下落するおそれがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券の発行体に財務内容の健全性の低下もしくはその懸念が生じた場合、または格付機関により付与された信用格付が引き下げられた場合には、当該債券の価格は下落することがあります。これらの影響を受け、この商品の基準価額が下落するおそれがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、この商品の基準価額の下落要因となります。一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

■ 本商品の費用について

＜お客さまに直接ご負担いただく費用について＞

申込手数料／信託財産留保額	ありません。
---------------	--------

＜保有期間中に間接的にご負担いただく費用について＞（いずれも信託財産から支払われます）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.5～0.9%の所定の信託報酬率を乗じて得た額とします。各期の信託報酬率は、直前の期の決算日における新発10年国債の利回りに応じて、下記の表で定められる率とします。 【信託報酬率】 <table> <tr> <th>新発10年国債の利回り</th><th>信託報酬率(年率)</th></tr> <tr> <td>2%未満</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>2%以上3%未満</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>3%以上4%未満</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>4%以上5%未満</td><td>0.8%</td></tr> <tr> <td>5%以上</td><td>0.9%</td></tr> </table>	新発10年国債の利回り	信託報酬率(年率)	2%未満	0.5%	2%以上3%未満	0.6%	3%以上4%未満	0.7%	4%以上5%未満	0.8%	5%以上	0.9%
新発10年国債の利回り	信託報酬率(年率)												
2%未満	0.5%												
2%以上3%未満	0.6%												
3%以上4%未満	0.7%												
4%以上5%未満	0.8%												
5%以上	0.9%												
その他費用・手数料	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用等がありますが、これらに限られません。)は、信託財産(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産)の中から支払います。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり、発生時まで確定しないため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。												

■ 受託者が受けている外部監査について

受託者である当社が受けている信託業務に関する外部監査は以下のとおりです。
(本記載は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第19条第1項第15号に基づき記載しています。)

《受託業務の内部統制の保証に係る外部監査結果概要》

■保証業務の概要

【保証報告書およびその対象となっている受託業務のシステムに関する記述書(以下、「記述書」という。)の名称】

単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託および単独運用指定包括信託における資産運用業務および投資一任業務に係るシステムの記述、並びに統制のデザインの適切性および運用の有効性に関する報告書

なお、記述書の対象商品には金庫株信託、有価証券処分型信託、有価証券取得型信託、従業員持株会支援型ESOP、株式給付型ESOP、役員向け株式給付信託、株式流動化信託、実績配当型金銭信託については対象として想定しておりません。

また、当社の単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託および単独運用指定包括信託における資産運用業務および投資一任業務に係るシステムの記述書は、運用資産として国内株式、外国株式、国内債券、外国債券、為替予約、先物・オプションを対象として想定して作成しており、これら以外の運用資産については対象として想定しておりません。

【保証業務の対象期間】

2014年1月1日から2014年12月31日

【外部監査人の名称】

有限責任監査法人トーマツ

【外部監査人の意見の内容】

i) 受託業務のシステムに関する記述書の適正な表示

全ての重要な点において、当社のアサーションに記載されている規準に基づき、記述書は、2014年1月1日から2014年12月31日までの期間を通じてデザインされ業務に適用された資産運用業務に関連するシステムを適正に表示している。

ii) 記述書に記載された統制目的に関する統制の適切なデザイン

全ての重要な点において、当社のアサーションに記載されている規準に基づき、統制が2014年1月1日から2014年12月31日までの期間を通じて有効に運用され、委託者が2014年1月1日から2014年12月31日までの期間を通じて、当社の統制のデザインにおいて意図されている委託者の相補的な統制を適用していた場合、記述書に記載された統制目的に関連する統制は、統制目的が達成されるという合理的な保証を提供するように適切にデザインされていた。

iii) 記述書に記載された統制の有効な運用

全ての重要な点において、当社のアサーションに記載されている規準に基づき、報告書の範囲区分の中で言及された委託者の相補的な統制が有効に運用されている場合、その統制と共に記述書に記載された統制目的が達成されるという合理的な保証を提供するために必要なものであった、テストされた統制は、2014年1月1日から2014年12月31日までの期間を通じて有効に運用されていた。

留意事項:

上記の「保証業務の概要」は、当社において整備・運用する受託業務のシステムに関する記述書(以下、「記述書」という。)および「記述書」に記載された統制目的に関連する統制を対象として、外部監査人が独立の立場から行った検証について、当社が、業務の対象と結果の概要を要約して記載したものです。

外部監査人からは、この信託財産の状況報告書をご覧になる皆様、以下のような業務の特質を十分にご理解いただくことが必要となる旨の説明を受けております。

- ・上記の意見は、内部統制の固有の限界を前提として表明されており、統制のデザインおよび運用において誤謬又は脱漏を完全に防止又は発見修正していることを保証するものではありません。
- ・上記の意見は、財務数値の適正な表示を確保するためのすべての重要な統制を必ずしも対象とするものではなく、「記述書」に当社が重要と考えて記載したシステムおよび統制目的に関連する統制のみを対象として表明されています。したがって、「記述書」は、運用資産の一部に係るシステムおよび統制のみを対象としております。また、当社が他社に運用を再委託している資産に係る当該再委託先のシステム並びに統制のデザインおよび運用状況については対象としておりません。
- ・「保証報告書」には、業務の前提や「記述書」の範囲について誤った理解に基づく利用を防止するために、当社に単独運用指定金銭信託、単独運用指定金外信託および単独運用指定包括信託における資産運用業務および投資一任業務を委託している委託者とその独立監査人のみが利用する旨が記載されております。

《グローバル投資パフォーマンス基準準拠に係る検証結果概要》

■検証業務の概要

【グローバル投資パフォーマンス基準(以下GIPS基準)準拠上の「会社」の定義】

株式会社りそな銀行の受託財産運用業務を所管とする各部(2014年3月末においては、信託財産運用部、アセットマネジメント部)

【GIPS基準準拠に係る検証を受けている期間】

2013年4月1日から2014年3月31日

【検証者の名称】

有限責任監査法人トーマツ

【検証意見】

経営者の記述書は、以下の事項に関する全ての重要な点において、適正に記載されているものと認める。

- i) 2013年4月1日から2014年3月31日までの期間について、会社が、コンポジットの構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していた。
- ii) 2014年3月31日現在において会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていた。

留意事項:

上記の「検証業務の概要」は、GIPS基準への準拠表明を行う会社の経営者が、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠し、また、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう方針と手続を設計し、かつ整備していることについてレビュー等を行い、その結果を表明した記述書(以下「経営者の記述書」)に関連し、会社が、コンポジットの構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していたか、および会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていたかについて、外部監査人が独立の立場から行った検証について、当社が、業務の対象と結果の概要を要約して記載したものです。外部監査人(検証者)からは、この信託財産の状況報告書をご覧になる皆様に、以下のような業務の特質を十分にご理解いただくことが必要となる旨の説明を受けております。

- ・検証は、特定のコンポジットに対する投資パフォーマンスのリターン計算や提示を対象とした詳細な調査、特定の顧客口座若しくはコンポジットに関する取引のテスト、および個々のポートフォリオ又はコンポジットの純資産残高およびその変動に対する調査を行うものではなく、それらに対して何ら意見が表明されるものではありません。また、本報告書(信託財産の状況報告書)はGIPS基準に定められた準拠提示資料ではありません。
- ・検証は、サンプリングの適用、内部統制の限界等の理由により検証業務固有の限界があります。また、検証は、上記の検証期間のみを対象として実施したものであり、検証者はそれ以外のいかなる期間に対してなんらの結論を報告するものではありません。
- ・検証者は、検証手続を実施し、経営者の記述書について独立の立場から意見を表明し、これを会社に報告する責任を負っています。検証報告書は、会社の経営者が利用することおよび会社の顧客に対する情報提供のために利用することのみを意図して作成されており、検証者は会社の顧客に対し何ら責任又は義務を負うものではありません。

受託・運用は

